【注意塞項】

氏名、住所(年末時の)を 記入し、押印してください 直近の給与明細書等を参考に、 配偶者の本年中の収入金額を見積もって

「収入金額等」欄に記入します※1

分Ⅱ /標が①~④に該当しない場合は、配偶者持除及

《差人拉险社会配偶者に按当

48万円以下かつ年齢70歳未満

(3)

(上の①~②を記載)

配偶者物除の額

配偶者特別控除の

380,000

特別版書者に該当する事実

₩ 48万円超95万円以下

95万円超133万円以下

◎ 平 47 年 5月 7

基•配•所

書の

この欄は、給与所得者のほとんどが 提出の対象となります

(本年中の合計所得金額の見積額が 2.500万円以下の方が対象)

直近の給与明細書等を参考に、 あなたの本年中の収入金額を見積 もって「収入金額等」欄に記入し ます。

所得金額の計算は 下表を参照してください※1

「公的年金等」はここに含めて 計算してください※2 計算は下表をご参照ください

また、源泉分離課税により納税 が完結するものや、確定申告し ないことを選択した所得は、こ こには含みません※3

年末調整の対象となる給与の収 入金額が850万円超、かつ、 本人もしくは扶養親族等が特別 障害者、又は扶養親族が23歳未 満の場合に、この欄を記入しま

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 公的年金は(2)に含めます※2 听轄税務署長 与の支払者の 青空 一郎

7 は 居

~記載に当たってのご注意~ ◆ 給与所得者の配偶者控隊等甲告曹 ◆

一定要件の下、個人番号の記載を要しない場合があります

せん。)。)所得金融調整控除申告書」については、年末調整において所得金融調整控除の適用を受け ようとする場合に記載してください、なお、あなたの本年中の主たる総与の収入金額が850万円 以下である場合又は「所得金額顕整密映中色書」の「要件」機の各項目のいずれにも該当しな い場合には、所様金額調整密設の裏用を受けることはできませ ◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算 所得の種類 収入金額 9,000,000 7,000,000 给与所得以外

たの本年中の合計所得金額の見積額 と(2)の合計額) 7,000,000

区分I (左のA~0を配館) 配偶者控除等の 基礎控除の額 適用を受けない場合、 480,000 区分Ⅰ欄は記載不要

いては、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」機 (C)に該当しない場合や「配偶者控除等

緑 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

配偶者の氏名

所得の種類 収入金額 所 得 金額 給与所得 1,170,000 620,000 給与所得以外 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額

東京都大田区〇〇一丁目5番17号

620,000 ○ 控除額の計算 区分Ⅱ (上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」(*印の金額

9万円 7万円 6万円 摘要 配偶者控除 配偶者特别抑息 「要件」欄でチェックを付けた同一生計配偶者、扶養親族

の個人番号を、■に記入します 一定要件の下、個人番号の記載を要しない場合があります

3一年針配個者マロ井楽領域の氏を

(古の立種及び★標を記載 B-431配供表⁶⁰从約91版末条 1 技术保険地址外別原定者 (右の立楣及び★標を記載) (右の☆樹のみを記載)

複数該当する場合は、いずれか一つに✓を付します

公的年金等は雑所得として、「給与所得以外の所得の合計額」に含めて計算します。

公的年金等に係る所得は「収入金額から公的年金等控除額を控除した残額」で、公的年金等控除額は次のとおりです。

8 6 16年 8月 3月

0

子

① 65歳以上の人の公的年金等控除額

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 公的年金等の収入金額(A) 1,000万円紹 1.000万円以下 2,000万円招 2,000万円以下 330万円以下 110万円 100万円 90万円 330万円紹 410万円以下 (A)×25%+ 27万5,000円 (A)×25%+ 17万5,000円 (A) ×25% + 7万5,000円 (A) ×15%+ 58万5,000円 (A)×15%+ 68万5,000円 410万円紹 770万円以下 (A)×15%+ 48万5,000円 770万円超 1,000万円以下 (A) × 5 %+145万5,000円 (A) × 5%+135万5,000円 (A) × 5 % + 125万5,000円 185万5,000円 175万5,000円 1.000万円紹 195万5,000円

2) 65 威木満の人の公的牛金寺控除額					
公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額					
1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超			
60万円	50万円	40万円			
(A)×25%+ 27万5,000円	(A)×25%+ 17万5,000円	(A)×25%+ 7万5,000円			
(A)×15%+ 68万5,000円	(A)×15%+ 58万5,000円	(A)×15%+ 48万5,000円			
(A)×5%+145万5,000円	(A)×5%+135万5,000円	(A)×5%+125万5,000円			
195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円			
	公的年金等 1,000万円以下 60万円 (A)×25%+ 27万5,000円 (A)×15%+ 68万5,000円 (A)×5%+145万5,000円	公的年金等に係る維所得以外の所得に係る合 1,000万円以下 1,000万円以下 60万円 60万円 (A)×25%+ 27万5,000円 (A)×25%+ 27万5,000円 (A)×15%+ 68万5,000円 (A)×5%+145万5,000円 (A)×5%+145万5,000円 (A)×5%+145万5,000円			

この欄は、年末調整において配偶者控 除又は配偶者特別控除を受けようとす る場合に記入してください

あなたのその年分の合計所得金額の見 積額が1,000万円(給与所得だけの場 合は、給与の収入金額が1.195万円 (所得金額調整控除ありの場合は 1.210万円))を超える場合 又は配偶者の合計所得の見積額が133 万円(給与所得だけの場合は、給与の 収入金額が2.015.999円)を超える場 合には、

配偶者控除及び配偶者特別控除の適用 を受けることができません

控除の対象となる配偶者について記載 します

配偶者が非居住者である場合

- ・「非居住者である配偶者」欄⇒○ ※親族関係書類の添付要 (提出済は除く)
- ・「生計を一にする事実」欄⇒送金額 ※送金関係書類の添付要

「区分丨」と「区分Ⅱ」をもとに 「配偶者控除の額」又は 「配偶者特別控除の額」を求めます

障害者手帳等の種類と交付年月日、 障害の程度等を記入します

<mark>「扶養控除等申告書」に記載した特別</mark> 障害者と同一の場合は、「扶養控除等 申告書のとおり」と記載します

※3 給与所得以外の所得

給与所得以外の所得には、次のものがあります

- ① 事業所得
- ② 雑所得
- ③ 配当所得
- ④ 不動産所得 ⑤ 退職所得
- ⑥ ①から⑤以外の所得

譲渡所得・山林所得・一時所得・利子所得等

参考:国税庁《記載例》令和2年分給与所得者の 基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申 告書兼所得金額調整控除申告書

※1 給与所得の金額

俸給、給料、賞与や賃金(パートタイマーやアルバイトとして支払を受けるものを含み ます。) は給与所得となります。 給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額で、次の表に

より求めた金額となります。なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、適用後の所 得金額になります。

税務署長

控除額の計算

900万円超

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

在 地(住

給与の収入金額(A)		給与所得の金額			
1 円以上 55	0,999 円以下			0	Р
551,000 円以上 1,61	8,999 円以下	— 550,000 円			Р
1,619,000 円以上 1,61	9,999 円以下			1,069,000	Р
1,620,000 円以上 1,62	1,999 円以下	1,070,000		Р	
1,622,000 円以上 1,62	3,999 円以下	1,072,000		Р	
1,624,000 円以上 1,62	7,999 円以下	1,074,000		Р	
1,628,000 円以上 1,79	9,999 円以下 🗚	÷4 (千円未満の対数切捨て) ,000 円		B×2.4+100,000円	Р
1,800,000 円以上 3,59	9,999 円以下	+4 (千円未満の拡散切拾で) ,000 円	В	B × 2.8 − 80.000 円	Р
3,600,000 円以上 6,59	9,999 円以下	÷4(千円未満の辨数切捨て) ,000円		B×3.2-440,000円	Р
6,600,000 円以上 8,49	9,999 円以下	A×0.9-1,100,000円		Р	
8,500,000 円以上	A-	A—1,950,000 円		Р	

記入例

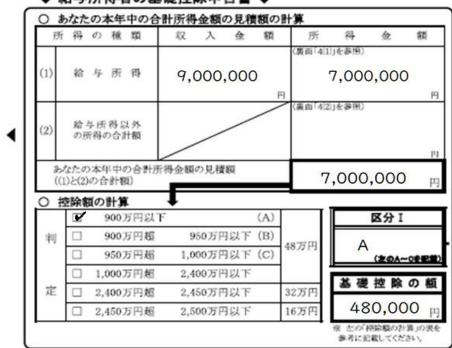
令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

(所轄税務署長 給 与 の 支 払 者 の 名 称 (氏 名)	(フリガナ)	アオゾラ イチロウ	.***
I	27 18 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	あなたの氏名	青空 一郎 電空	基·配·所
l	給 与 の 支 払 者 の 税務署長所 在 地 (住 所)	あなたの住所 又 は 居 所	東京都大田区〇〇一丁目5番17号	

~記載に当たってのご注意~

- ③「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。 1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。
- 2 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません。)
- ◎ 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受け ようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の主たる給与の収入金額が850万円 以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しな い場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆



◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

- ○「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- ○「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)~(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①~⑥に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

/ V V	配装者の個人番号	配製者の生年月日
(フリガナ) 配偶者の氏名	1,1,2,2,3,4,4,5,5,6,7	□ ⁺
アオゾラ ミドリ	あなたと配偶者の住所又は居所が 異なる場合の配偶者の住所又は居所	表 所 住 者 である配倒者 生計を一にする事実
青空 緑		



◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

- 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください。 なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。
- 年末閲覧における所得金額閲覧控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

	CO A A A A A A STANDARD COMME	(Annual Manual Annual)	\Box	(- 11 - 14 - 1-)	
1947	□あなた自身が特別障害者	(右の★欄のみを記載)	会扶	(フリカナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	Γ_{c}
要	□ 同一生計配偶者 ^他 が特別報者者	(右の☆模及び★模を記載)	466	同一主可託得任人は次先税款の八名	Ľ
M.	□ 扶養親被が特別障害者	(右の☆観及び★欄を記載)	親族	アオゾラ アカネ	┖
件	77 矢養親族が年齢23歳未満(平10.1.2以後生)	(右の☆欄のみを記載)	华	青空 茜	

9 8 8 1 2 3 4 5 6 7 8	^田 大·昭 16年	8A 3H	★ 特別障害者に該当する事実 特 (裏面「3-2/4」を参照)
あなたと左 乾 の 老 の 住 所 又 は 居 所 が 異 なる 場 合 の 左 記 の 者 の 住 所 又 は 居 所	左 犯 の 者 の を あなたとの統有 F	E 配の者の合計 所得金額(見種類)	線響
	子	O 19	者

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

挺

O 申 告 書 0 記載 1= 当 た 2 τ は 000 O 説 明 を お 菠 34 < だ さ LI